

検討会議における今後の検討事項について（案）

1. きめ細かで質の高い教育を目指した少人数学級の推進や指導方法工夫改善の在り方について

【主な検討の観点等】

- 35人以下学級推進のねらいやよりきめ細かで質の高い教育を目指した教職員配置の在り方
- 平成23年度予算編成過程及び国会での法案審議における指摘事項及び当該指摘に係る考え方
- 新学習指導要領が求める思考力・判断力・表現力等の育成に必要な指導方法の工夫改善
- 指導方法工夫改善と少人数学級・少人数指導の効果的な組み合わせ

2. 教職員定数配置（学級数等に基づく基礎定数と加配措置に係る定数の適切な組み合わせによる教職員配置等）の在り方について

【主な検討の観点等】

- 基礎定数と加配定数の機能
- 今後の加配定数と基礎定数の役割分担や効果的な組み合わせ
- 小学校における専門的な指導、特別支援教育に関する加配の在り方
- 東日本大震災への対応

3. 設置者や学校の意向を十分反映した学級編制や教職員配置の在り方について

【主な検討の観点等】

- 学校現場の課題解決に向けた指導方法工夫改善のための柔軟な学級編制及び教職員配置の在り方

4. 今後に向けた計画的・安定的な学級規模・教職員配置の適正化方策について

【主な検討の観点等】

- 小学校第2学年から中学校第3学年までの学級編制標準の改善の考え方
- 複式学級の改善の在り方
- 特別支援教育に係る教職員配置の在り方
- 定数改善に要する経費の推計及び公務員人件費への影響
- 学級規模・教職員配置の適正化に関する国と地方の役割分担

5. その他学級規模及び教職員配置の適正化のために必要な事項について

【主な検討の観点等】

- 正規教職員の配置促進
- 教員をサポートする専門スタッフの配置

(参考)

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第19号)(抄)

## 附 則

(検討等)

- 2 政府は、この法律の施行後、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成する上で義務教育水準の維持向上を図ることが重要であることに鑑み、公立の義務教育諸学校(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。)における教育の状況その他の事情を勘案しつつ、これらの学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、公立の小学校の第二学年から第六学年まで及び中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)に係る学級編制の標準を順次に改定することその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする。
- 4 公立の義務教育諸学校の学級編制並びに教職員の任免等及び定数の在り方については、この法律の施行後、この法律の施行状況等を勘案し、教育上の諸課題に適切に対応するため、きめ細かな指導の一層の充実等を図る観点から、その全般に関し検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講じられるものとする。